

裁判員経験者意見交換会議事録（平成31年2月4日実施分）

司会者： それでは、今から裁判員を経験された皆様との意見交換会を始めたいと思います。

私は、司会を務めます渡部と申します。第9刑事部で裁判長をしております。よろしくお願いいたします。

この会の趣旨は、裁判員の職務を経験された方の意見、感想などを伺って、それを今後の裁判の改善につなげていくということがあります。ただそれだけではなくて、皆様の声を一般の国民の方々にも届けて、裁判員裁判の実情をよくお知りいただくということで、マスコミの方にも、今日おいでいただいておりますし、この意見交換会の議事録をホームページで公表するということになっております。皆様、経験された中で感じられた御意見や御感想を是非忌憚のないところをお寄せいただければ大変ありがたいなというふうに思っております。

皆様には、裁判員として裁判に貢献していただいただけでなくて、今日のこのような場にもお越しいただいたということで、本当に深く感謝を申し上げます。

そういたしましたら、まず最初に、今回、検察庁、弁護士会、それから裁判所からそれぞれ出席者が1名ずつおりますので、まず自己紹介等をしていただくということにいたしましょう。

藤井検察官： 大阪地方検察庁公判部の藤井と申します。

今日は、このような機会にお招きいただきまして、大変感謝申し上げます。裁判員の方々とお話しするのは、またとない機会になると思いますので、今日は勉強させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

原田弁護士： 大阪弁護士会所属の弁護士の原田と申します。よろしくお願いいたします。

裁判員裁判の経験は10件ほどあるんですが、いつも自分たちがやっていることが裁判員の方にどのように伝わっているのかというのを気にしながらやるんですが、判決には出ないところで、どんな伝わり方をしてるのかなというのがすごく気になるところです。今日は、忌憚のない意見もお聞かせいただければと思います。どうぞよろしくお願いします。

辻井裁判官： 大阪地方裁判所の第9刑事部の裁判官の辻井と申します。

私は、平成13年に裁判官になりまして、裁判員裁判の経験は神戸地裁で4年間、大阪地裁で2年弱ということになります。裁判員の方の意見には、なるほどと思う気づきを得ることが多くありまして、そういった裁判員経験者の意見を聞くことができるのは非常に貴重な機会だというふうに思っております。限られた時間ではありますけども、皆様から忌憚のない御意見を頂戴できればというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

司会者： ありがとうございます。

そういたしましたら、まず最初に、皆様からお一言ずつ裁判に携われた感想などをお伺いしたいなというふうに思っております。どんな事件に関与したとか、どんな事件に携わって、それでどんな感想を持ったのかということ、まず最初に概括的なところで結構ですので、御感想等いただければというふうに思います。

それでは、まずは1番さんからお願いできますでしょうか。

裁判員経験者1： 私が担当いたしましたのは、傷害致死事件だったんですけども、この事件は、加害者と被害者の方が同じマンションに住まわれておりまして、いつも加害者の方が悪口を言われてることが頭にあって、それが要因となって、たまたまマンション出口で出会ったときに、最初は口論からだったんですけども、その後に被害者の方がつえで突いて、その後、被告人が被害者のことを殴って、被害者の方が倒れた後にその頭を踏みつけた。それで、その後に被害者の方が亡くなられて、傷害致死罪となりました。

一番の争点が、本当に倒れたときの傷がもとで亡くなったのか、その後に踏

みつけたのが死亡の原因になったのかという点になりまして、やっぱり審理の中とかで一番大きくなったのは、お医者様の証言だったと思います。

私も、この裁判員裁判の最初の封筒を裁判所から受け取ったときは、何で私のところに来たんだと思ったんですけれども、この裁判を経験して、本当に自分としては、いろんなことで被害者の方、加害者の方、あるいは、その家族の方のいろんなことを考えるようになりました。そういうことで、自分が裁判員になったということを、知人や親せきとか、いろんな会う人たちにできるだけ広げて、裁判員裁判というのは本当に身近にあるんだということを伝えるように、今、自分の力の中でやっております。

以上です。

司会者： どうもありがとうございます。

じゃあ、3番さん、お願いいたします。

裁判員経験者3： 僕が担当した事件は、五つぐらい罪名があって、それぞれほとんど否認してるという形で、その五つの罪を、全て1個ずつみんなで評議していくという裁判だったんですけど、一つの殺人未遂というのが故意だったのか、故意じゃなかったのか、強盗が故意だったのか、故意じゃなかったのかというのを、もう全て争ってたという事件を担当したんですけど、正直、裁判始まったときというのは、何かもう緊張で、多分みんな余り発言もできなかったんですが、裁判官の方がすごくみんなを取りまとめようという形で、和やかな雰囲気をつくってくれたので、日が経つにつれて、どんどんみんなが打ち解け合っていました。ただ、その中でも番号でしか呼んではいけなくて、1番、2番、3番って呼び合っていたんですが、名前とか言い合えてたらもっといろんな活発な意見が言えたのかなとはすごく思います。

やっぱり、結構長くて7日、8日ぐらい審理があったんですけど、もう最後の方っていうのは、やっぱりみんな自分の意見というのをほとんど言い合える仲になって、いろんないい議論ができたのかなと思うんですけど、そのときに思ったのが、一番最初に戻ったら、被告人とかにもっといろんなことを聞

けたんじゃないかなというのは、後悔はものすごくいっぱい出てきました。最初は、やっぱり緊張のまま、何を聞いたらいいのか、こんなことを聞いてもいいのかというのを自分の中で葛藤したりとか、こんなこと言ったら恥ずかしいんじゃないかなとかってというのがすごくあったんですが、最後の方になると、ようやく緊張もほぐれて、ああ、こんなこと聞いとけば良かったな、あんなこと聞いとけば良かったなというのはすごく出てきてました。後から聞き直しはしてもらったんですけど、やっぱり時間もあるんで、なかなか奥深くまでちょっと聞けなかったというのが正直心残りかなとは思っています。

僕は、選ばれたこともすごく光栄で、正直言って選んでほしかったというぐらいの人間やったんで、選ばれてすごく良かったです。周りにこういう経験された方が一人もいないんで、聞かれることがよくあるんですけど、みんなにはもう絶対にやるべきだと伝えていきます。やっぱりね、最初ものすごくいめんどくさい、うっとうしい、もう何で行かなあかんねんという人ばかりなんですよね。僕の話聞くことによって、みんなが、じゃあ、ちょっと選ばれたいなと思ってくれたらいいかなとは思っています。

以上です。

司会者： どうもありがとうございます。

それでは、4番さん、お願いいたします。

裁判員経験者4： 私の担当した事件も3番さんと全く同じ事件を担当したんですけども、私も、是非とも裁判員をやってみたいということで、10年ぐらい前に候補として選ばれて、候補として2回目でようやく選ばれました。さっき言ったように、罪状の方が、一番は殺人未遂なんですけども、それ以外に多々争点がありまして、その辺が、やはり難しいところで、言ってみれば、打ち解け合った中にでも、意見的には、やっぱり十人十色というのがありましたし、判例も見せてはもらったんですけども、全く同じというものがなくて、皆さんと話をしてる中で、殺意という面でも、殺意が弱いだとか、強いだとか、いろいろ捉え方があって、ちょっとその辺は考えさせられるところだったかなと思

います。

あと、感想としまして、私は是非ともやってみたいということで受けたんですが、やっぱり法廷の中で検察側の求刑を聞いたときと、私どもも十分評議して判決は出したんですけども、実際、裁判長からその判決を言い渡されたとき、正直ものすごく重く感じました。その後、なごみの時間があったので、結構重くならずには帰れたんですけども、そういったことがないと、ちょっとずっと考えるかなという感じですね。

私の感想としては以上です。

司会者： ありがとうございます。

じゃあ、5番さん、お願いいたします。

裁判員経験者5： よろしく申し上げます。

私は、もう既に年金で生活してる身でございまして、その中で、こういったお誘いを受けまして、何か貢献できることがあるのかなということで、私も自分が選ばれることを希望しておりました。ただ、行ってみましたら、40名ほど来られてて、そこでの抽選やということを知ったときには、これは2割ぐらいやな、これはあかんなと思ってたんですけど、コンピュータでばらばらと出てきた番号がぴたっと私の番号に当たりましたところ、非常に喜びました。

また、やった感想を申し上げますと、裁判の仕組みであるとか、いろんなことがよく分かりました。そういう経験をするのが、ほかの裁判員の方と補充裁判員の方ですか、皆さんと真剣にお話できた中で、やっぱり皆さんしっかりしてるなという印象を受けて帰りました。ただ、そういった経験をする中で、やっぱり私、今いろんなOBの役をしたりしてる中で、皆さんとそんな話すると、そういう経験した人は初めてやということをよく聞くんですけど、私は、その中で、こんなんだったよという話をすると、おお、それはいい経験したなということで、皆さんも非常に感心してくれます。

少し、私の担当した事件のことを言いますと、やっぱり、責任能力があったかどうかということが一番の課題やったかと思います。その中で、精神鑑定を

された先生のお話は非常に難しく、新しい言葉、初めて聞く言葉をお聞きして、なかなか理解できなかつたんですが、いろいろ質問させてもらったり、お話しする中で教えていただいたこともありましたんで、ある程度、そういったことに対する判断の役に立ったのかなというふうに思っています。

今後とも、やっぱりみんなと裁判員制度についてのPRをしていきたいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

司会者： ありがとうございます。

皆様から裁判員の経験が非常に有意義だったというお話を伺って、本当にありがたく、うれしく思った次第です。

それで、今日のテーマに入っていきたいと思えますけれども、今回は、専門家証人の尋問を行った事件の審理や評議について考えていきたいと思いますということにしております。それで、専門家証人、鑑定人が法廷の審理等に登場した事件を担当した皆様においでいただいたということです。

裁判員裁判といいますと、一般の方にとっては初めての経験で、それだけでも難しいことであろうというふうに思われますけれども、皆様の携わった事件は、専門家が証人等として出てきて、それについての判断を行うということで、より一層難しいというところがあったというふうに思っていますので、難しい裁判にどのように携われたのか、分かりやすかったのか、裁判に課題がなかったのか、そういったところについて、是非御意見をいただきたいというふうに思います。

それで、私たちの方でも皆様が携わられた事件の資料などを拝見しまして、幾つか皆様に御質問などをしたいというふうに思うんですけれども、例えば、1番さんの携われた事件の判決などを見ますと、判決の中に結構難しめの法律用語なども出てきていたように思うんですね。そういった医学的な専門用語が出てきていたんですけれども、用語とか事項は理解できたか、分かりやすかったか、証人の方がどのように証言されて、それをどのように受け取ったのか、そのあたりのところをちょっとお伺いしようかなと、ほかの方にも、そういう

観点からまたお伺いしようかなというふうに思いますけれども、1番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者 1 : 証人の方のお医者さんの証言の中で、一番重要になったのが、傷によって死亡に至ったかということだったので、先生の意見をずっと聞いておったんですけれども、すごく分かりやすい。専門用語を分かりやすく、きめ細かく説明していただきました。

この裁判の中で一番大きかったのが、先ほどもちょっとだけ言いましたけども、死亡に至ったその傷が、踏みつけてできたのか、倒れたときにできた傷なのか、軽く蹴ってできた傷なのか、強い力が加わってできた傷なのか、そういう傷によって死因の原因が違ってくるということで、医師の先生の証言の中で、その傷のつき具合ということについても詳しく説明していただいて、どういふふうな原因で死亡に至ったということかもよく分かりました。

司会者 : ありがとうございます。

お医者さんは法医学者という方ですかね。

裁判員経験者 1 : はい。

司会者 : その方の証人尋問を聞かれて理解ができたということですかね。

裁判員経験者 1 : はい。

司会者 : その尋問というのは、検察官が質問して証人が答えるという形だったのでしょうか。それとも、その証人が説明するような形をとっておりましたのでしょうか。それはいかがですか。

裁判員経験者 1 : 最初は、やっぱりお医者さんの方がずっと説明されて、その後、検察官の方からも聞かれましたし、裁判所の方からも、もう少しみんなに分かりやすい表現の方で説明してくださいということで、裁判官の方からも質問していただいて、結構よく理解できたんじゃないかなと思っております。

司会者 : 分かりました。ありがとうございます。

同じような問題点といますか、疑問点は、5番さんが携われた事件についてもちょっと感じたんですけれども、この事件についてはいかがだったでしょ

うか。精神医学の専門用語がかなりたくさん出てきたのかなというふうに思いますけれども、それが分かりやすかったか、尋問が良かったのかという観点から、御意見を伺いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

裁判員経験者 5 : まず、精神鑑定をされた先生のお話、それと資料をきちっと整理されていたということで、書かれている内容は、頭ではある程度理解できました。最終的には、その先生は多少なりとも精神障害が影響しているという結論だったんですけど、やっぱり実際の被告人質問で我々が質問したときとか、裁判長が質問したときなんかの反応で実感できました。

そういったことで、私どもも、最終判断をするときに、判断がしやすかったのかなというふうにも思っています。

司会者 : 分かりました。ありがとうございました。

1番さんも5番さんも、比較的分かりやすかったという御感想をおっしゃっていただいたんですけども、聞いたときに、最初からすっと入ってきましたでしょうか、それとも、何回か反すうすることで理解ができるようになったかといった点はいかがでしょう。

1番さん、どうでしょう。

裁判員経験者 1 : 最初はやっぱり、お医者さんの説明では理解はできませんでした。その後で、やっぱり検察官、裁判官の方から質問されて、その後また評議の中で映像等を見ながら評議する中で、みんなで少しずつ理解していけたんじゃないかなと思っています。

司会者 : 5番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者 5 : やはり同様に、初めて聞く病名であるとかは、なかなか理解できなかったんですけど、いろいろ話を聞かせていただき、非常に参考になりました。

司会者 : 今伺った話ですと、最終的には判断に支障がなかったとはいえ、法廷で証言等を聞いた時点ではまだ完全に理解ができたというわけではなくて、評議などで振り返る中で、少しずつ理解ができていったということなのかなとい

うふうに感じたんですけど、どうでしょうか。

裁判員経験者 5 : はい。そうですね。

司会者 : ここで当事者の感想なども伺ってみたいと思いますが、いかがでしょうか。

藤井検察官 : 我々としては、できる限り分かりやすい立証というのは、心得ているつもりはあります。ただ、その医学用語をどれだけ理解していただけるかというのは、すごく課題でございまして、やはり先ほどおっしゃったように、専門用語をいかにかみ砕いて、ドクターの方に証言していただくか、それを時間的な中で、お話していただくかというのは課題だと考えておりまして、それでプレゼン方式だとか、尋問方式だとか、いろいろ検討して、事案に当たっているところではあります。1番さんにお尋ねしたいのですが、例えば、事案の中で、側頭部についてる痕とかが出てくるんですけども、これはイラストだったのでしょうか。それとも写真だったのでしょうか。

裁判員経験者 1 : 写真だったと思いますけども。それで、そのときには証拠と出された加害者が当時着用してたサンダル、そういうのも見せていただいて、そのサンダルと写真の傷が一致するかどうかいうのもちゃんと確認させてもらいましたので。

藤井検察官 : 例えば、それを写真で見て、特にショッキングだったとか、そういう印象とか特になかったですか。

裁判員経験者 1 : そういうのはなかったです。

藤井検察官 : 逆に、あと頭部の中ですね、それは写真とかは特にはなかったですかね。

裁判員経験者 1 : 中の写真とか、そういうのはなかったです。

藤井検察官 : 分かりました。ありがとうございます。

原田弁護士 : お医者さんの尋問というのは、検察官側が請求して、検察官側で証言する方が多いんですが、医学的な知見が問題になる事件というのは、場合によっては弁護士の方からも協力医を探して、弁護士側の立場で意見を言って

いただくお医者さんを法廷に出ていただいて、証言してもらおうというようなことも結構あります。

そういう事件では専門用語が一杯出てくるので、最近、裁判の中では、お医者さんがプレゼンで使った資料等を裁判員の方にお配りして、それをもとにあらかじめ、例えば資料を配った上で、プレゼンを聞いてもらうとか、あるいは評議までには配っておいて、それを手元で見ながら評議するとかいうこともあるのかなとは聞いてるところなんですけど、今回は、評議の場では、何か特段資料というのは配布はされなかったんでしょうか。

裁判員経験者 1 : なかったです。

司会者 : 5番さんはいかがですか。

裁判員経験者 5 : 鑑定医のプレゼンされた資料は、配布されてます。

原田弁護士 : 5番さんに質問なんですけど、やっぱりそういう資料が手元にあった方が分かりやすいのは分かりやすいと思われましたか。

裁判員経験者 5 : もちろん、あれどうやったかなと思うときに振り返りが簡単にできますので、あるべきやと思います。

司会者 : ありがとうございます。

じゃあ、専門家証人の尋問の分かりやすさについて、今ちょっと議論が及んでおりますけども、3番さん、4番さんにも、その観点からどうだったかという御意見、御感想を伺えますでしょうか。

裁判員経験者 3 : 僕の方は、拳銃の専門家と、あと、お医者さん2名が来られて、もちろん検察官側が証人をもってきてますんで、その意に沿った証言というのが見てとれたかなとは思いますが、ただ、本当にふだん拳銃なんか見たことない、構造も全く分からない、言葉で多分言われても全く分からないんですけど、それをスライドとかで、全て説明していただいて、多分分からない人はいないだろうというぐらい、すごく分かりやすい拳銃の構造から、なぜこうで、こういう罪になるんやというのを理解させていただきました。

お医者さんの方は、被害者を手術したお医者さんが来たんですけど、その補

足というか、やっぱり裁判長とか裁判官さんとか、あとは検察官さんが、やっぱりきちんとかみ砕いて説明してくれたんで、多分、僕はもう全て理解できて、もし弁護側が逆にそういう専門家の証人をもってきてたとしても、多分一緒やったかなというぐらい、すごく二つとも分かりやすかったです。

司会者： ありがとうございます。

それじゃあ、4番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者4： 先ほどあった、拳銃の件は、かみ砕いて説明していただきました。あとお医者さんの証言なんですけども、刺したところというのはイラストで、私どもの負担のないように書いていただいているんですけども、その中で、医者の説明の中で、どの臓器が損傷して、その臓器がどこにあるか、どれぐらいの深さまで刺さりましたよというふうに分かりやすく説明していただいたので、その辺では良かったなど。客観的に判断できる材料を持ってきていただいたのかなと思っています。

司会者： 3番さん、4番さんが携わられた事件の資料を見ますと、突き刺した態様が問題なんですかね。殺意を持って刺したのかどうか。

裁判員経験者3： そうですね。

司会者： それで、3回刺さった痕があることは間違いはないけれども、それがどのようにして刺さったのかについて、お医者さんに聞いたということですかね。

裁判員経験者3： はい。そうです。

司会者： その内容が分かりやすかったということですか。

裁判員経験者3： はい。

司会者： 専門用語とか結構出てきましたか。

裁判員経験者3： 体の中の部分で、例えば腸間膜というのは初めて聞いた言葉やったんですけど、それほど大して難しい言葉は出てはこなかったですね。ただ、3か所刺した、当たったというのは、深さがもう全く違ったんで、そこについても、全てお医者さんが、これは多分刺したんやろう、これは当たった、

そういう話をした形ですね。

司会者： ありがとうございます。

刺したときの状況がどうだったのかということが争点だったということですかね。それで、その点についての証拠としては、目撃者の証言と被告人の説明があったと、そういう事件だったんでしょうかね。

裁判員経験者 4： 目撃者はいなかったんですけども、犯行に及んだ駐車場に入っていく防犯カメラの映像だとか、あと、それ以前に、被告人と被害者の方がファミリーレストランに入店する、出店する防犯カメラの映像があったりだとか、そういった証拠は出てきました。あとは証言だけです。

司会者： そのお医者さんの証言の後に、被告人の話を聞くという順番だったんですか。

裁判員経験者 4： はい。そうです。

司会者： 実は、1番さんや5番さんが携わられた事件は、被告人の説明を一通り聞いた上で、専門家の説明を聞いてるんですけども、この事件は順番が逆だったようなんですが、その点は、判断するに当たって影響はありましたでしょうか。

例えば、被告人の話も先に聞いておいた方が分かりやすかったかとか、そういう観点で何かございますでしょうか。

裁判員経験者 3： 僕の感想としては、後先関係なかったかなと思います。被告人の話を先聞いて、お医者さんの話聞いたところで、多分何も影響はなかったかなと思います。

司会者： 3番さんはそういう感想ですけど、4番さんはいかがですか。

裁判員経験者 4： 私としては、前後でちょっと聞いたかったかなと、最初と最後という形で。そこで、間違い探しじゃないですけども、そういったものをしたかった。今回、いろいろな証人の方が出てきて、最後に被告人側の発言を聞いたんですけども、その中で、あのときこう聞いたときゃ良かったかなとか、そういうのは私の中ではありました。

司会者： ありがとうございます。

1 番さん、5 番さんが携われた事件は、先に被告人の話を聞いたんですね。その後で専門家証人の話を聞いてますけれども、それはどうだったでしょうか。専門家の話を聞くときに分かりやすかったのか、分かりにくかったのか。そういった観点から、何か御意見なり御感想ありますでしょうか。

裁判員経験者 1： 先に被告人の証言がありまして、その後にお医者さんの方からの証言があったんですけども、お医者さんの証言の方は、やっぱり分かりやすかったので、結構理解できたと思っております。

司会者： 5 番さん、いかがですか。5 番さんは、被告人の話を一通り聞いた上で、鑑定人の説明を聞きましたね。こういう順番についてはいかがだったでしょうか。

裁判員経験者 5： やっぱり、被告人の精神状態についてのお話を鑑定人の方からされたんですけども、順番的には非常に良かったのかなというふうに思っています。

司会者： 被告人の話す様子なども、実際に法廷で見た上で、鑑定人の説明を聞くと、なるほどだなというふうに思われた部分があったということですかね。どちらがいいのかというのは、もしかしたら事件によっても違うのかも分かりませんが、一つの参考になるようなお話として伺いました。

辻井裁判官： 1 番さんに質問があるんですけども、お医者さんの証人尋問のスケジュールなんですけど、検察官が 40 分聞いて、その後休廷があって、弁護人が次に 40 分聞いて、その後、休廷があって裁判所の質問という進行だったのでしょうか。

裁判員経験者 1： そうです。質問の前に休憩があったというのは非常に良かったと思っております。その中で、分からなかった言葉についても、どういふところが分からなかったのかということを含めて話して、裁判官の方からも専門用語についての説明もあつたりしましたので、途中で休憩があつたということは非常に良かったと思います。

辻井裁判官： ありがとうございます。

司会者： もし覚えておられたらで結構なんですけれども、専門家証人の尋問のときに、裁判員の方から質問というのはあったかどうか、いかがですか。

裁判員経験者 3： ありましたね。全員質問したように思います。確認の意味を込めて質問してる方もおられました。

裁判員経験者 1： なかった。

裁判員経験者 5： なかったように記憶しています。

司会者： なるほど。分かりました。

裁判員経験者 1： その休憩の中で分からなかったことについて意見を出し合っていて、それについて、裁判官の方が質問されたということはあったと思います。

司会者： なるほど、なるほど。そういうこともありますね。ありがとうございます。

そういたしましたら、話を先に進めさせていただきますけれども、5番さんの事件は、責任能力が争点になったということで、責任能力というのは、法律家にとっても大変難しい概念でありますけれども、こういったことが問題となっている審理に携われて難しかったのか、そういった責任能力といったことの中身が理解できたのか、裁判官の説明がどうだったのか、そのあたりについてお伺いしようかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

裁判員経験者 5： やっぱり最終判断するときが、非常に私自身もしんどかったんですけど、責任能力について、確か鑑定人の意見も、ある程度影響していたという御判断だったんですけど、我々も、被告人の挙動であるとか、いろんな質問に対する応対を見ていて、やっぱり少し感じることはありました。だから非常に難しいんですけど、殺害をしたときに、それが本当に影響していたのかどうかという判断が非常に難しいなというふうに感じています。

司会者： 判決を見ますと、ある程度は影響を与えてたけれども、大きく影響は与えてないということだったように思うんですけども、それが大きな影響なのか、そこまでいかないのかという判断が、法律家にとっても大変難しいので

すね。そういったことに直面した事件だったのかなというふうに思いますけれども、その判断の難しさというのは、どう乗り越えたのでしょうか。

裁判員経験者 5： その影響が大きいか小さいか、大きさがどの程度刑に影響するのか、その辺の判断が非常に難しかったと思います。

司会者： 検察官，弁護人は，大きかったとか，そこまでいかなかったとかいうことを我々に説得する立場の仕事ということになりますけれども，そういった点のついで工夫とか，あるいは，そういった観点から，何か皆さんに質問したいとかいうようなことございましたら，伺いたいんですけども。

藤井検察官： 検察官にとっても，やはりその責任能力というのは，被告人の内面の問題なので，それがあったというふうに立証するのは結構難しいというか，分かりやすく立証するのは難しいと思っております，やはり工夫としては，例えば，もう被告人の話だけではなくて，客観的にどういう行動をとったのかとか，そういったところを明らかにした上で，精神科医にお話していただくという工夫はしてるつもりなんです。ただ，事案によっては，そういった客観的な被告人の行動というのが，必ずしも明らかでないというような事案もありまして，そういった場合にも，その精神科医の御意見というのが，かなり相対的には比重が高くなってくるとは思うんですけども，この5番さんが経験された事案で，責任能力の判断に当たって，例えば精神科医の御意見以外，あと被告人の話，反応以外に何か考慮されたものというのとは何かあるんでしたら，教えていただきたいなというのがあります。

裁判員経験者 5： やっぱり現場で被告人のとっている態度とか，それから後は，お姉さんの話とか，そういったところが少しは参考になったのかなと思います。あとは難しいです。

司会者： 原田弁護士，いかがでしょうか。

原田弁護士： 弁護人の立場では，責任能力を争う場合というのは，責任能力が減退していたということを主張することになるんですが，結局は，やはり何らかの精神障害がありまして，その影響が，まさに5番さんおっしゃってるよう

に、当時の行動にどの程度影響してるかというのが、やっぱりなかなか分からないというところで、結局検察官と同じになるんですが、被告人がどういう行動をとったかということ、そのときに、なぜそんなことをしたのかというのを話してもらって、それを精神科のお医者さんから見たら、どう評価できるのかというところをうまく説得できればとは思ってるんですが。

5番さんの事件で、弁論として配布された資料を見ますと、責任能力というのはこういうもので、病気がこういうふうに影響してるんだというのを、結構頑張っつけておられるかなと思ったんですが、こういう資料は、見やすかったのか。ちょっと細か過ぎるのかなとも個人的には感じたんですが、どうでしたか。

裁判員経験者 5： 資料そのものでというよりも、やはり口頭でおっしゃってる内容のを中心に聞いておりましたので、後で、こんなことやったのかなと振り返りはできるんですけども、やはり、当日御説明しておられることの内容を中心に判断していった後に、やはり、もらえた方がいいかなと思います。

原田弁護士： この資料を見られたときに、ちょっと細か過ぎるかなとか、逆に言えば、もうちょっと書いてくれた方が分かりやすいかなとか、感じられたことがあったら教えていただけたらと思うんですけども。

裁判員経験者 5： 時間的な問題もあるんでしょうけど、ゆっくり読むのは、結構休憩時間とか、そんな時間に読んだりします。だけど、いろいろお話してる中で、直接こんなに文字がたくさんあると、やっぱり見逃しがちなところはあるかなと思います。

原田弁護士： ありがとうございます。

(休憩)

司会者： それでは、次のテーマとして、裁判員などとして経験されたその実体験を、より社会一般に広く広げていくための方策、アイデアとしてどんなことがあるだろうかということ、多くの方は、裁判員裁判のことやその実情を御存じないということだと思ってるので、実際に経験された方が、その実体験をいろ

んなところでお話いただくということが大変重要なというふうに思っております。

この経験を、どんな場で、どんな人にどんな話をしたかみたいところから、伺っていくことにしましょうか。それを通じて、何かこういうアイデアがあると、こういうふうにしたらもっと広がっていくんじゃないかというような御提言なども伺えればというふうに思いますけれども。

それじゃあ、また1番さんから順番に伺えますでしょうか。

裁判員経験者1： 今、体験者として、やっぱり一番やっていこうと思っ
ているのですが、自分が体験したことを、そんなに裁判員として難しく考えるんやなくて、もう誰にもできるよという感じのことを、やっぱり知人や職場の人たちに、自分から率先して話していくようにはしています。

この間の裁判のときに、大阪地裁でも年間100件ほど裁判員裁判があると
お聞きしたんですけども、その中でしても、1件あたり8人としても、補充裁
判員も入れたら経験者として800人の方がいるわけですので、その人たちが
1人、10人でも20人でもしていったら、その裁判員を経験した人たちの力
というのは結構大きいと思いますんで、そういう人たちは、やっぱり率先してや
っていくべきことだろうなと思ってますし、ほんで、やっぱりこの間の裁判員
裁判を経験して、判決が終わった後に、裁判員になった人たちが裁判員が終わ
った後に、最後にはやっぱりみんなが打ち解けたいう感じもしましたので、そ
ういうところなんかも裁判員を経験して、こういうこともあるんだよっていう
ことなんかも、今、一つの広報として、自分としてやっています。

司会者： ありがとうございます。

じゃあ、3番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者3： そうですね。僕も聞かれたら、ものすごい良かったから、必
ずやった方がいいよっていうことは言えるんですけど、自分から、おれ裁判員
やったんだって言い回ることもできないですし、正直言って、話した人には全
くこの仕組みが分かってない方がものすごく多くて、僕が思ってたんは、一番

最初に候補者みたいな形で何か来ますよね、封筒で。その中からまた選ばれて、40名の中からまた選ばれる。その一番最初の窓口の封筒を、1万人か2万人か分からないですけど、それが来た人も少ない、探すのも大変という、逆にそれを多くして、結局100件しかないんやったら、そのうちの8人という狭き門になるんかもしれないんですけど、一番最初に何万人って配るのをもっと多くしたら、みんな多分興味持つんじゃないのかなと思います。何か来た、何やろう、これ。そこで初めて興味持つって言い方悪いですけど、それぐらいしか。

例えば、僕がテレビに出て、こんなんめっちゃいいですよと言ったところで、多分、裁判所の回し者やとか思われるだけやろうと、普通は思われると思うんですよ。みんな多分めんどくさいっていうのが一番頭にあって、ただ、その紙が来て初めて実感がわいてくる。中身を読む人と読まない人というかもしれないんですけど、でも、その最初のやつをたくさん配れば、みんなもっと興味持つんじゃないのかなというのはすごく思いました。

以上です。

司会者： ありがとうございます。

じゃあ、4番さん、お願いいたします。

裁判員経験者4： 私は、その候補2回目にして選ばれたので、正直、封筒の中身2回目は見てません。内容分かってるんで。それで、一番思ったことは、広めるというよりも、10年ほど前に裁判員裁判制度が始まったかと思うんですけども、そのときに初めて裁判員の制度や、あと極刑を求める裁判であったとかいうことでニュースになったかと思います。そのときにいろいろ変えていって、イラストでやったりだとかいうふうな話でいってると思うんですけども、それから10年たって、裁判員候補者に選ばれました。裁判員になりましたということを妻に話すと、大丈夫なん、こんなん見せられるん違うのとか、やっぱり10年前のニュースのこと忘れてるんですよ。そういった、改めて裁判員になっても負担にならないですよと、そういう生々しいのを見せないで

すよ、イラストでやりますよ、画像処理しますよとか、そういうのをまた広く周知しないと身構えるというか、そういう人もいますんで、きっとね。

司会者：なるほど。今イラストでとおっしゃったのは、例えば殺人事件だったりするときに、御遺体の写真とかを見るんじゃないかというふうに心配されてる方が多いけれども、4番さんは、裁判に携われて、写真じゃなくてイラストとかでやってる場合があるんだというふうに知られたということですかね。

裁判員経験者4：私は知ってるんですけども、やはり妻の方が、その10年前のニュースになったというのを、もう全然忘れてまして、そういう写真を見せられるんじゃないのかと、生々しいもん見せられるんじゃないんかというのをかなり心配してました。

司会者：そういうふうに心配に思っておられる方に、いや、多くの事件ではそんなことはないんだよということをもっと知ってもらえれば、多くの方が心理的な抵抗なく参加できるのかもしれないなど、こういうことですかね。

裁判員経験者4：そうですね。はい。

司会者：分かりました。ありがとうございます。

5番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者5：私の場合は、もう既に会社にも行ってませんので、現在、いろんなおつき合いする中で、会社のOB会であるとか、高校の同窓会であるとか、ゴルフの仲間であるとか、そんな場で、経験したよと、こんな内容だよと、質問に対しては、お答えしております。

私の印象としては、私自身もそうなんですけど、非常にいい経験をしたと思っています。先ほども申し上げたように、裁判の仕組みであるとか、いろんなことがよく分かったし、申し上げますと、私が一緒に裁判員やった方も含めて、一定、皆さん非常にやっぱり良かったなというふうには思っていると思うんです。だから、そのようなことが、経験することが非常にありがたいことで、自分の何か一つ、何ていうんですかね、この経験がすごく自分の財産になるんだよというふうなことをうまく伝えられればいいのかなど思ってるんです

けど、なかなか広める場がないんですよね。だから、ちょっと先ほどの3番さんがおっしゃってるように、裁判员裁判制度を思い出させる手段みたいなものがあるといいのかなというふうには思いましたね。

司会者： ありがとうございます。

私も3番さんのお話を聞いて、自分としてはすごくいい経験をしたし、そのいい経験をしたということをほかの人にも知ってもらったら有意義なのになと思いつつも、自分からね、裁判员やったよ、やったよということを友人とか職場の人に何か言うような機会もないんで、なかなかそういう経験を社会一般に発信する場がないということですかね。

5番さんも同じような意味のことをおっしゃったかなというふうに思いますが、逆に言うと、そういう場があれば、自分も出向いて、経験話してみてもいいかなというお考えもあるのでしょうか。

3番さん、いかがでしょうか。

裁判员経験者3： 全然問題はないと僕は思っているんですけど、正直、一番最初の封筒来たときに、何やこれっていうので、裁判员裁判なんか、もう完全におれは選ばれへんもんやと頭の中から消えてたものが、来た瞬間に、もういろんなことを調べたんですよね。どういうことをするんやろう、どういう流れでどうなるんやろうって、そこで初めて裁判员裁判というものに興味を持ったし、自分で調べて、もし当たったらどうしよう、当たったらどうなるんやろうっていうのも全部調べて行って、興味を持って、ほんで、じゃあ、9月に呼ばれて、本当に当たって、参加させてもらえて、すごくいい経験になったんですけど、やっぱり個々で発信するというのは、ものすごい難しいことですし、逆にやってんって聞いたときに、どこまで言うたらいいのかというのも、すごく何か、報道されてることは言ってもいいけど、中のこと言ったらあかんって、じゃあ、どこまで報道されてるんかも分からへんし、ネットで見て、懲役何年とか、被告人の名前とかぐらいしか出てないじゃないですか。そうすると内容はどうやったんかって聞かれるんですよね、やっぱり。どこまで言うたらいいか

分からへんして、当たり障りのない、円卓でみんなとわいわいしゃべってなとか、そんなぐらいしか言えないんで、だから個々で発信するのはすごく難しいんで、何かもっとみんなに興味持ってもらえたら、やりたいって人も多分出てくるやろうし、その方策として、一発目にいっぱい送ったらどうかなということを行いました。

司会者： 例えば、こんなのあるか分かりませんが、200人集まる集会がありますと、そこで裁判員の話をするんで、話してくれませんかという依頼があったら、いかがですか。

裁判員経験者3： 全然依頼あったら、はい。全くもう。多分皆さんもそうやと思う。

司会者： ほかの方いかがですか。

1番さん、どうでしょうか。

裁判員経験者1： 私も、経験者としてはそういうことも是非やっていきたいと思えます。やっぱり、裁判員裁判を知るいう機会が本当に少ないと思うんですよ。自分たちが裁判員を経験したから、新聞なんかとか、テレビとか、そういうところのマスコミの方たちの報道の中でも、裁判員裁判というのが目につくようになりましたけれども、ほかの人はそんなん、どの裁判が裁判員裁判なのかいうことまでは知らない方が結構多いと思えますし、裁判員裁判いうものを知らないと思えますので、やっぱりいろんな機会で裁判所の方で広報活動とか、そういうのをやってもらえたら、積極的に協力はしていきたいと思ってます。

司会者： 4番さん、どうですか。そういう場があれば参加というか、協力してみたいなと思えますか。

裁判員経験者4： 私の方も協力したいと思えます。

感じたことなんですけども、私は、裁判員になりたいということはずっと思っていたんで、封筒来て、ようやくかと思ったんですけども、やはり3番さん言われてるように、それがどういったものであるとか、どういう決め方である

とかっていうのも、聞かれても、どこまで話していいのか。もう客観的なそこで何見たとかいうぐらいしか話せなかったんですよね。決め方も、もちろん守秘義務ありますし、初めにその封筒来たときに、もう10年前のことですかね、確か、裁判員候補者に選ばれた時点でもう何か守秘義務が発生するというのを見まして、裁判員に選ばれても、基本的には直属の上司しか言えないということがありました。それで裁判員特別休暇では休むんですけども、同僚なんかでしたら、あいつ何で休んでんの、みたいなことになりますので、その個人に広めるというのがありますが、できましたら、法人の方ですね。法人の方にもうちょっと理解をいただくと。そこの社員もこういう制度があつてというのを、何かそういう広報活動ができればなと思います。

司会者： 4番さん、お勤めで、勤務先とかに説明するときに、やっぱり理解してもらうのに少し苦労したとか、そういったこともありますでしょうか。

裁判員経験者4： 苦労というのはいないんですけども、結局、上司にみんなのお前じゃべれませんので、ちょっとお話がありますというふうな、上司も神妙に来るんですよね。こういったものに選ばれましたと言うと、上司自身も裁判員という言葉は分かってるんですけども、身近で選ばれたのは初めて見たと。会社としては、その休みの制度はあるんですけども、会社はその制度があることを知らない人もいます。ですので、裁判所の方から、そういった法人に対して広く広報していただければ、そこに勤めてる特に上長の方とか、そういったものを、また社内規則を見直して、そういったものがあるというものを理解してもらえらると思いますので、それが会社を休んでも、周りに理解していただけたらと思います。

司会者： ありがとうございます。

5番さんも、もしそのPRの機会があつたら貢献してもいいかなというお考えというのはあるということですかね。

裁判員経験者5： 是非協力させていただきたいと思います。

今日思ってるのは、今日マスコミの方も来られてると思うんで、だから、こ

ういった形で、経験したものをみんないい経験だよということを言ってるということをしつかりマスコミで公表してもらえれば、その辺は言い方は多分上手にやっていたら、非常にいいのかなというふうに今思っております。

司会者： 大変ありがたい御発言，ありがとうございます。

多くの方が裁判員として仕事をしたことを有意義と感じられて、また、そういったことを社会に向かって発信することもいとわないというお考えがあるのかなというふうに思いますけれども、そういう場をどう設けていくのかということがなかなか難しく、これは、裁判所としても、そういう場をできる限り設けられるように努力したいと思えますし、もしかしたら、もっと発信力のあるのは、5番さんが今言ったように、メディアということかと思えますので、またメディアの協力も得ながら、そういった場をどんどんつくって行って、また皆様の協力もいただいて、情報発信できればなというふうに思っております。

裁判員裁判の情報発信というのは、いい情報発信だけではなくて、よくなかったという点も含めたありのままの情報発信でいいんだろうと思ってるんですね。ありのままが伝えられることによって、よくなかった、改善すべきだという意見が社会に流れるということも有意義だというふうに思えますので、皆様におかれては、そういう意味でも、どんどん良かった面も、あるいは改善すべき点も情報を発信していただければなと、我々もそういった機会を多く設けていく努力をしたいというふうに思いました。

それじゃあ、次の事項に移りますけれども、守秘義務についての意見や感想ということですが、我々は裁判員になった経験等をいろんな人に話していただけるとありがたいですとお話している反面、やはり守秘義務というものもあって、皆様、もしかしたら板挟みになって、どこまで話していいのかなというためらいもお持ちになっておられたのかもしれないというふうに想像しております。皆様、ほかの方に経験を話されるときに、守秘義務ということについてどのようにお感じになったのか、あるいは、それが重荷になって、余り

十分に他の人に話すということができにくかったのかといったことについての
実情といたしますか、皆様の感じ方をお聞かせいただければというふうに思いま
す。

裁判員経験者 1 : 守秘義務につきましては、どこまで話していいかというの
を、まず裁判員になったことをどこまで話していいのかというのがあって、家
族と職場の上司以外には、裁判員になったということは話さなかったんですけど
も、そこが、裁判員になったということをどこまで話していいのかというのは分
からなかったということと、それと裁判での審理状況、あるいは評議の結果につ
いて、守秘義務ということについては、全然苦にもなりませんでしたし、それで
悩んだりすることもなかったです。

司会者 : ありがとうございます。

じゃあ、3番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者 3 : そうですね。多分、中身だけを言うたらあかんだけなんかな
って、僕が勝手な解釈をしてたんで、判決の決め方というのは多分守秘義務に
当たらないんだろうなとは思んですけど、本当に言っているものかどうなの
か、評議の中のことは一切だめよと言われてたら、そういう決め方というのも言
って良かったのか、悪かったのかっていうのが分からなかったのと、さっきも
言ったんですけど、マスコミが報道している分に関しては守秘義務じゃないけ
ど、それ以外のことは守秘義務になる。

正直言って、僕も一番最初に封筒が来たときは、勤めてる会社でも誰にも言
わなくて、どうせ当たらんやろうと思ってたんですけど、本当にその三十何名
に選ばれたときに、初めて上司に言いました。結局広まって会社全員がほとん
ど知ってるという状況だったんで、こういう候補者に選ばれたことについて
は、みんなに言ってもいいんじゃないのかなっていうのはすごく思います。裁
判員に選ばれたよというのは、みんなに言えば、逆に、みんなが興味を持っ
て、終わった後に、多分どうやったん、どうやったんって聞きに来ると思うん
で、あとは、僕は懲役何年って言いましたとか、誰々は何年って言いましたと

かっていうのは、多分、守秘義務にはなると思うんですけど、流れは説明していいのかなっていう、だから、どこまで言ったらいいかというのは、すごく自分の中で曖昧になりながら説明はしてたんで、やっぱり向こうに響くものも響かなかつたんじゃないのかなというのはすごく思いました。

司会者： ありがとうございます。

じゃあ、4番さん、お願いいたします。

裁判員経験者4： 守秘義務についてなんですけども、会社の中でべらべらしゃべられないというのは何となく分かるんですけども、裁判員になって、毎日帰りますよね、家に。うちの妻にどうやったんとか、どんな話したんとかいうふうに聞かれるわけなんですけども、それも守秘義務があるということで、いわゆるしゃべったらいけないことが多いじゃないですか、評議の中で。その中で、妻にですね、裁判員という、こんな負担ならないよということも、評議の流れが、話があっては言えるんですけども、そういった守秘義務のある中で、妻に対しても、裁判員になっても安心してねというのがなかなか言えない。もちろん、会社についても、聞かれても、結局マスコミに出てることだとか、あと客観的に証拠品でこんなん出てきたよとか、その評議と全く関係ないところしか言えない。判決としては、マスコミに出てる範囲で何年ということ、周りからどういう決め方するのとかいうのはよくあるんですけども、それも守秘義務があるということで、なかなかその辺がちょっと難しいかなと思います。

司会者： ありがとうございます。

じゃあ、5番さん、お願いいたします。

裁判員経験者5： 裁判員になったということも守秘義務やったんですか。私、なったということは結構言いました。

司会者： それは、広く一般に公表したりするということだと守秘義務に当たるかもしれませんが、近しい人や、家族や職場の人に裁判員になったということをお話してること自体は問題ないというふうに思うんですが。その辺りの説明が、我々の方でも、十分に行き届いていなかった部分があるのかもしれない

いなというふうになんかちょっと思っておりますけれども。

裁判員経験者 5 : 私も身近な人間にお話しする程度だったと思いますけども、それは問題なかったんですかね。

司会者 : その上で、守秘義務というのがひっかかりになって、経験を話しづらかったとかいうことがあったか、それとも、余りそういったことはなくてお話をできたか。

裁判員経験者 5 : そうですね。基本的には公判の内容については、公にもう知られてることですから、いいよという話を1回お聞きしたと思いますので、どんな事件に携わってるねんということを中心にですね。それと、人からよく説明をされるのは、どうやって決まっていたんやという、最初にちょっと分厚い封筒が来てね、ほんでもう誰かおっしゃってように、忘れたところにまた来たんですね。本当に忘れかけてました。最初候補に挙がったんやというのが来たということも友達に話していて、もう忘れかけたところに、友達には、もうあれ時効かな、もう全然来ないんだって話しとったら、途端に来ましてね。もうそのとき、私裁判員に決まったもんやと思ってたんやけど、現場に来たら、40分の8ぐらいの話やったということで、どんな事件で云々ということについては、もう普通にしゃべったと思います。ただ、おっしゃったように、評議の内容での話とかそういったことは全く。そこまで突っ込んだ質問もなかったし、それよりもどうやって決まっていたんやということとか、どんな事件やったんやというレベルの話はさせてもらいました。

司会者 : ありがとうございます。

3番さんがおっしゃったことで感じたんですけど、評議の秘密というのがありますよね。評議室で評議をする。それは秘密にしてもらわなければいけませんよということを使うんですけど、評議室で話される内容の、どこからどこまでが評議の秘密で、どこから先が評議の秘密でないのかっていうのが、ちょっと自信が持てなくて、それで評議室で話題になったことはあんまり話さないでおこうかなというふうになんか、そういうふうにお感じになったということかなと思

ったんですけれども、確かに、そういう意味では、限界線を引くのが難しい部分もあるのかも分かりませんが、評議室で話されたこと全てが評議の秘密に当たるわけではないということも含めて、皆様に十分理解いただけるような説明を我々裁判官の方はもっと丁寧にしなければいけないのかなということをちょっとお話伺って感じました。

じゃあ、守秘義務というのはあるけれども、少なくとも、5番さんおっしゃられたように、法廷で明らかにされた事項ですね。これは公開されているので、これを言うことは全く問題ないという意味では、疑問のないところかなというふうに思いますので、そういったことを中心に、どんな事件であったというようなことも、今後、また体験をお話される中で言及していただければありがたいのかなというふうに思っております。

そういたしましたら、報道関係の方がいらっしゃっておりますので、御質問とかあれば承ろうというふうに思います。

司法記者 1 : 今日はどうもありがとうございました。

私たちが普段報道している中で、最近、被害者の方の声というのを大きく取り上げることがあります。裁判でも、被害者の方が参加人として意見陳述されることもあります。皆さんの参加された事件で、そういうものがあつたかどうかちょっと分からないですし、被害者、その罪名を見ると亡くなっている事件と亡くなっていない事件がありますけれども、被害者の意見というのは、皆さんの程度法廷で聞かれていたとしたら、どの程度、何か影響があつたと思うのか、それから、もしそういう機会がなかったとしたら、被害者の方の気持ちを聞いてみたかったなとか、そういう感じられたことはあつたか、まずはその点についてお伺いします。

裁判員経験者 1 : 私の裁判の中では、被害者の娘さんという方が証人として出て来られまして、証言されたんですけれども、その中で、加害者の方がおわびの手紙と慰謝料というんですかね。そういうのを持ってきたということを訴えられまして、その中で、その娘さんの加害者の人に対しての罪をどうしてほしいと

かいうことを述べられましたので、そういうところはやっぱり証言としては、非常に参考にはなりました。

司会者： 3番さん、どうですか。

裁判員経験者3： そうですね。僕のところも、被害者の方の話を聞いたんですけど、そうですね、結構矛盾してるところが多かったんで、僕個人としては、もしその被害者の声を聞くのと聞かないのとでは、違ったと思います。

司会者： 4番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者4： 私も3番さんと同じ事件だったんで、被害者生きてられたんで、被害者の話は聞けたんですけども、どこまで本当のこと言ってるのか、それがなかなか分からなかったというのが正直なところですよ。

司会者： 5番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者5： 直接被害者の方からのお話はなかったと思います。ほんで、確か検察官の方から、被害者の身内の方のお話を聞いたというふうに記憶しております。

司法記者1： 刺激証拠と呼ばれる御遺体の写真であるとか、ストレスがかかるかもしれないような、いわゆる残酷な写真についてですけども、先ほど4番さんが、奥さんとの話の中で、そういうのがないんだと、そういうことをほかの人にも知ってもらって、負担じゃないというふうに知ってもらいたいというようなお話があったんですけども、一方で、検察官、もしくは、その被害者の方は、そういうのを見てほしいというような御希望もあるのはあるようなんですけども、それは見た方がいいと思われるか、やっぱり見ない方がいいと思われるか、あとは、やっぱり参加する上で、それがやっぱりハードルになるかなというふうに思われるか、その辺ちょっともし可能であれば、お伺いしたいなと思います。

裁判員経験者4： 一般的に、その参加という意味では、生々しい写真はハードルが高いと思います。私の事件で、私がちょっと変わりもんはあるんですけども、私としては、ちゃんとした写真で見たかったというのは正直あります。で

も、他の方は、見たくないだとかいうのもあると思うので、実際経験した口から言うと、ちょっと難しいのかなと、どっちが正解というのも分からないんで、それでいったら負担のないようにイラストでやったりとか、写真をちょっと白黒に加工したりだとかってというのがいいのかも分からないですね。

司会者： ほかの方はどうでしょうか。

ちょっと1番さんからもうちょっと聞いてからにしましょうか。

裁判員経験者1： 今の流れなんですけれども、私の中の裁判では、被害者の方が、まだ亡くなる前の病院での入院されてる時の、包帯巻いたときとか、そういう写真は見させていただきました。

それと、傷の写真も見させていただきましたし、あと、その現場となったところの血痕なんですけれども、それは白黒に写真が撮られてましたので、どなたでも結構はっきりとそういう写真は見れたかと思しますので、そういう配慮は必要じゃないかなとは思いました。

司会者： それじゃあ、この点はこの程度にして、次の質問に移りましょうか。

司法記者2： 今日はありがとうございます。

今裁判員の方の辞退率ですとか、あと欠席率などがちょっと問題になっているということも報道なんかであるかなと思うんですけれども、皆さん経験されて良かったという御意見が今日は大半だったかと思うんですけれども、ちょっとあえて指摘するとしたら、こういった点を改善したら、もう少し辞退する人が減るんじゃないかとか、出席率が上がるんじゃないかとか、その点、何か実際経験されて気づいたことがあれば、こういう改善点があるというのがあれば教えてください。

司会者： いかがでしょうか。順番に伺いましょうか。

1番さん、いかがでしょう。

裁判員経験者1： 私たちの8人の中では、別にそういう苦になったという方はいらっしゃらなかったのかなと思います。みんな評議の中でも活発な意見が出ましたし、先ほども述べましたように、裁判が全部終わった後に、一緒に食事会

するとか、そういう雰囲気までなっていましたので、それで私も裁判員となって、別に苦にもならなかったもので、ちょっとそこらの気持ちというのが分かりません。

司会者： 3番さん、どうですか。

裁判員経験者3： そうですね。僕もどれぐらいの方が辞退してるのかなというのがすごく分からないんですけど、僕は、選ばれたかった人間なんであれなんですけど、多分、みんな一番最初に来るのはめんどくさい、もう何回も行くのもめんどくさいとかってというのが一番頭にあるから、辞退、多分いろんな理由をつけて辞退をされるんかなとは思いますが、めんどくさいという人に対して、じゃあ、どうにかしたらいい方法があるか言われたら、いくら、すごく良かったよ、ためになるよ言われたって、もうめんどくさいからいいわという、あと変な、お金の話じゃないですけど、例えば、僕、日当もらえるというのも知らなかったんで、じゃあ、そういうのを知ってはるんやったら、言葉悪いですけど、アルバイト感覚で来られる方もおられるのかなっていう、でも辞退する理由が、めんどくさいとかやったら、なかなかちょっと改善するのは難しいのかなとは思いますが。

司会者： 4番さん、いかがでしょう。

裁判員経験者4： 辞退率という率でいうと、これからも余り変わらないとは思いますが、私その10年前に候補に選ばれたときに来たときと、今回候補に選ばれて来たときと、正直、その2回目のとき、候補者の人数を見たときに少なくなって思ったんですよ。10年前、確かこんな少なくなかったよなというのが正直なところありました。1階の広い場所で、今回の40人とかいう少ない人数じゃなくて、倍ほどおったん違うかなとは思いますが、1回目のときに、ああ、これはもうあかんと思うぐらいの多さやったんですけど、それが2回目来たときには、40人程度っていうので、やはりそうなると、当たる率が高いと思う人が多いですよ。そうすると、当たったらどうしようとかいうのがあると思うので、もうちょっと候補の人数を増やしてあげればなとは

思います。

司会者： ありがとうございます。

5番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者5： 先ほどから何回も申し上げてるように、私自身は全く辞退しようとは思ってませんでした。というよりも、むしろ先ほど言われた40人分の8ですから、約2割になっちゃうんですけど、これは残念やなと思ったぐらいですので、だから辞退される方、最初はね、初めて来たときには、辞退する理由っていっぱい書いてありまして、どれも当てはまらんかって、ちょっとがっかりしたんですけど、せっかくここへ来た以上は経験すべきやなというふうに、すぐ切りかえができました。

以上です。

司法記者2： ありがとうございます。

司会者： ほかに何かございませんか。

報道関係の方、御質問以上でよろしいですか。

それじゃあ、ありがとうございます。いろいろ御意見の方伺ってまいりましたけれども、これからの裁判の改善に向けて参考になる意見もたくさん寄せていただきました。

検察官、弁護士の立場から、今日話を振り返って、検察庁や弁護士会に、また今日の意見内容を広めていただけたらと思いますけども、何かありましたら補足で伺えますでしょうか。

藤井検察官： 検察庁としましては、裁判員の皆様方に分かりやすく、我々が立証責任を負っているという、その使命を持っていますので、それを分かっていただけの説得力ある裁判というのを目指しておりますので、今日の意見交換会というのは大変参考になりまして、これを糧に、もっともっと分かりやすく、説得力のある検察官の立証を目指したいと思います。

今日はどうもありがとうございました。

司会者： 原田弁護士からも、一言お願いします。

原田弁護士： 弁護士会も裁判員裁判で、特に検察庁が組織的にいろいろプレゼン能力を高めていくってことをされてまして、対抗するために、弁護士会は弁護士会で研修をしまして、各弁護士らに裁判員裁判用の研修を受けないと裁判員裁判は担当できないというような今仕組みなってます、今日いただいた御意見も踏まえて、これをフィードバックして、検察庁に負けないような弁護活動を今後もしていけたらと思います。どうもありがとうございました。

司会者： 本日は、本当にありがとうございました。皆様からの貴重な御意見、これからの裁判の改善ですとか、あるいは裁判員裁判の広報にも役立ててまいりたいと思います。また、裁判員としての経験をいろんなところで発信していただければ大変ありがたく感じている次第です。

そういたしましたら、今日の意見交換会はこれで終わりということにさせていただきます。

どうも今日は本当にありがとうございました。

お疲れさまでした。

以 上